

# 第 8 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

令和 3 年 5 月 1 8 日 (火)

午前 1 0 : 0 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 A 会 議 室

出席委員

1号委員

福田 沙弥香委員, 武井 貴志委員,  
駒場 久委員, 大森 宣暁委員,  
里村 佳行委員, 森岡 正行委員

(6名)

2号委員

菅野 大造委員, 矢古宇 芳一委員,  
黒子 英明委員, 今井 恭男委員

(4名)

3号委員

蓬田 武委員, 柴 誠委員,  
松尾 秀和委員(代理)

(3名)

(計13名)

欠席委員

藤原 紀沙委員, 蟹江 教子委員

(2名)

幹事

篠田 治幹事(都市整備部長)  
高橋 裕司幹事(都市整備部次長)  
掛布 張山幹事(地域政策室長)  
早川 光夫幹事(環境政策課長)  
齋藤 潤幹事(農業企画課長)  
川上 治美幹事(技術監理課長)  
松本 朝行幹事(都市計画課長)

(7名)

臨時幹事

佐藤 斉臨時幹事(都市整備部参事)  
上田 英夫臨時幹事(NCC推進室長)  
菅原 秀雄臨時幹事(河川課長)

(3名)

事務局

石澤 裕一書記, 安田 敬弘書記

(2名)

石澤書記

定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。進行を務めさせていただきます、都市計画課の石澤でございます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと思います。また、大変恐れ入りますが、ご発言の際には、マスクを着用いただきますよう、お願いいたします。

(机上配布)

石澤書記

まず、はじめに、本日机上配布させていただきました、資料について説明させていただきます。

- ・ 説明資料 「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」について
- ・ (仮称) 宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画 資料編
- ・ 議案第1号 「立地適正化計画(防災指針)」  
についての差し替え資料でございます。

(委員委嘱)

石澤書記

それでは、会議に先立ちまして、都市計画審議会委員の改選により、新たに就任された委員がいらっしゃいますので、恐縮ではございますが、私からご紹介させていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

このたび、新たに第3号委員として、河内農業振興事務所長の蓬田 武 様が就任されました。

なお、本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、公務の都合上、大変恐れ入りますが、あらかじめお手元に配布させていただいております。どうぞご容赦をいただきたいと思います。

続きまして、本日は令和3年度、初めての会議となりますので、恐縮ではございますが、私から委員の皆様をご紹介させていただきますとともに、幹事及び事務局の職員をご紹介申し上げます。

(委員紹介)  
石澤書記

まず、委員の皆様ですが、名簿をご覧ください。席次の順で会長からご紹介いたします。

はじめに、学識経験者としてご出席いただいております、第1号委員の、

大森 宣暁委員です。

福田 沙弥香委員です。

武井 貴志委員です。

駒場 久委員です。

里村 佳行委員です。

森岡 正行委員です。

また、本日は都合によりご欠席となっておりますが、藤原紀沙委員、蟹江 教子委員にお願いをしております。

石澤書記

続きまして、市議会議員としてご出席いただいております、第2号委員の、

今井 恭男委員です。

菅野 大造委員です。

矢古宇 芳一委員です。

黒子 英明委員です。

続きまして、関係行政機関としてご出席いただいております、第3号委員の、

蓬田 武委員です。

柴 誠委員です。

松尾 秀和委員ですが、本日は代理で、企画調整係長の岩瀬様にご出席頂いております。

(幹事紹介)  
石澤書記

続きまして、幹事及び臨時幹事、事務局職員を紹介いたします。まず幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の篠田です。

都市整備部次長の高橋です。

地域政策室長の掛布です。

環境政策課長の早川です。

農業企画課長の齋藤です。

技術監理課長の川上です。  
都市計画課長の松本です。

続きまして、本日の審議にあたりまして、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

都市整備部参事の佐藤です。  
都市計画課NCC推進室長の上田です。  
河川課長の菅原です。

(職員紹介)

石澤書記

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。  
都市計画グループ係長の安田です。

挨拶(部長)

石澤書記

続きまして、今回、今年度最初の審議会となりますので、開会にあたり、篠田都市整備部長より、ご挨拶申し上げます。

篠田部長

都市整備部の篠田でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから、本市のまちづくりや都市計画行政など市政全般にわたり、多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、人口減少、少子・超高齢社会にありましても、持続的に発展し続けられる都市構造であるNCCの実現に取り組んでおり、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、さらには、様々な取組や新しい先進技術などを取り入れながら、夢や希望が叶うまちの実現に向け、都市計画行政に課せられた役割は、非常に重要であると考えております。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶の言葉とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

石澤書記

篠田都市整備部長につきましては、公務の都合上、大変恐

れ入りますが、ここで退席させていただきます。

1. 開会

石澤書記

それでは、只今から「第85回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

大森議長

それでは、只今より、第85回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、3月末の当審議会の勉強会において、事務局より制度概要の説明がありました。立地適正化計画の防災指針について、事務局案がまとまりましたので、委員のみなさまからご意見をいただきたいと思います。

また、防災指針の説明の前に、防災指針と相互に連携し、現在策定を進めている「総合治水・雨水対策推進計画」について、ご説明いただきたいと思います。

(会議の成立)

大森議長

それでは、はじめに、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いします。

安田書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)

大森議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

(傍聴者確認)

大森議長

ありがとうございます。続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

安田書記

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在、傍聴者はございません。

(議事録署名委員の指名)  
大森議長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、里村佳行委員と森岡正行委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 報告  
大森議長

それでは、まず始めに、本日は、議案に関連する報告が1件ありますので、事務局より説明をお願いいたします。

河川課長

改めまして河川課長の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

私から現在策定中の、「(仮称)宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」の概要について説明をさせていただきます。

お手元の資料に、A3判の「(仮称)宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」素案概要版、綴じ込みの「(仮称)宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」素案と資料編、また、主な内容をまとめた説明資料の4つで説明をさせていただきます。

近年の異常気象により、台風の大型化やゲリラ豪雨等が増えており、宇都宮市も令和元年東日本台風の被害を受けたことから、本市といたしましても、総合的に治水・雨水対策を推進するため計画策定を進めております。

本日は、計画の概要がまとまりましたのでみなさまにご報告させていただくものであります。

説明資料の中程に記載いたしました、今回の推進計画の特徴といたしましては、まず、1つ目としまして、流域治水の考えに基づく、総合的な治水・雨水対策の推進で、これまでの河川の整備に加えて、雨水の流出抑制を図るための「貯める」取組を組み合わせることによってより早く治水の安全度を高め、被害の軽減を図る計画となっております。

2つ目としまして、河川や降雨の特性に合わせた効果的な対策の実施です。

本市には鬼怒川や田川・姿川といった大きな河川と市で管

理しているような小さな河川があり、それぞれ特徴があります。

大きな河川は流域が広く、雨水が河川に流れ出てくるまで時間がかかりますので、長く続く台風、例えば一昨年令和元年東日本台風のような降雨では、田川・姿川のような大きな河川で被害が発生しやすく、市が管理する小さな河川は流域が狭く、すぐに雨水が河川に流れ出てくるため、ゲリラ豪雨のような急激な降雨では、小さな河川で被害が発生しやすいという特性があります。

このような、河川や降雨の特性に応じた、対策を実施することを盛り込んだ計画となっております。

3 つ目としまして、あらゆる関係者との連携により対策期間の大幅な短縮です。

令和元年東日本台風の降雨量は、これまでで最大規模であり、約 150 年から 200 年に一度の降雨といわれており、長期的な対策になると捉えていたところではありますが、栃木県による田川・姿川の取組と、本市の「貯める」取組を組み合わせることで、田川についてはおおむね 5 年で床上浸水が解消、姿川については 10 年で溢水被害が解消と対策期間の大幅な短縮を実現できる見通しとなりました。

説明資料の裏面をご覧ください。

今回の計画で示した対策の効果であります。田川について、左側の図面は市の中心部付近で、令和元年東日本台風の際に線で囲んだエリアが冠水しました。

また、シミュレーション結果では赤く表示しているところで床上浸水が起きているとの結果が出ました。

これに対して栃木県の田川の対策、具体的には溢水した箇所の上流と下流に調節池をつくり川の水を貯め、その間の河道を掘り下げて流下能力を上げる取組を行います。

それに加えて、市としては、上流域で田んぼダムなどの「貯める」取組を実施することで、概ね 5 年後には右側の図のように冠水が残る箇所もありますが、床上浸水は無くなるということが今回の計画で示す効果となります。

同じように姿川も、左側の図が令和元年東日本台風の際に溢水して冠水したエリアとなっておりますが、10 年後には右側

の図のように冠水するところが無くなるということが今回の計画で示す効果となります。

それ以外の市管理河川につきましては、短時間の降雨、1時間当たり47.2mmの雨が降った際に、10年間で床上浸水がなくなるようにします。

今回の計画の、具体的な対策と目標を説明しますので、A3判の資料の裏面をご覧ください。

まず、河川についてですが、田川・姿川については栃木県で対策を行っていきます。市の管理河川については河川の整備率が現在62.5%のところを10年間で70%になるように整備をします。

下水道については、整備率を55.3%から62%にします。

その下の「貯める」取組についてですが、これは「田んぼダム」や公共施設での貯留量を示してものです。こちらを田川・姿川の流域では225万 $\text{m}^3$ 、それ以外の流域で14万 $\text{m}^3$ を貯留し合計して239万 $\text{m}^3$ の貯留量を確保し、繰り返しになりますが、田川では5年後、姿川では10年後には令和元年東日本台風と同等レベルの降雨に対して、市管理河川については、10年後に1時間当たり47.2mmのゲリラ豪雨に対して、床上浸水が発生しないようにします。

その下の「備える」取組といたしましては、施設等の開発抑制や、ハザードマップの周知を行い、人的被害の防止に向け18の項目を対策として計画に盛り込んでおります。

また、毎年進捗を管理しながら取組を進め、水害に強いまちづくりを目指していきます。

以上で「総合治水・雨水対策推進計画」の説明を終わります。

大森議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

武井委員

田んぼダムというのは比較的新しい考えで、田んぼダムは排水口を狭めて広く浅く貯めるものですよね。

そこで、田んぼダムによる稲への影響はどのようなものがあるのか伺います。

河川課長

田んぼダムは、比較的新しい取組ですが、先進的に実施している自治体もあります。

委員ご指摘のように、排水口を狭めることによって田んぼの中に水を貯め、水路や川に流れ出る水量のピークカットができます。

あくまでも、農業者の方の土地を使用することから、ご理解・ご協力が不可欠ものとなっております。

本市におきましては、令和元年東日本台風を受けまして昨年度から地元の理解を得ながら「田んぼダム」を進めており、当初目標としていた貯留量 8 万 m<sup>3</sup> を上回る約 22 万 m<sup>3</sup> の貯留量を確保することができましたので、効果的な対策であると考えており、今回の計画でも多くのウェイトを占めております。

農業企画課長

稲への影響ですが、基本的に、貯める水の高さは畦畔より低くなることや、台風の時期の 9 月～10 月は、大体稲刈りが終わった時期になると想定していますので、基本的に影響はないと考えております。

大森議長

他にございますでしょうか。

森岡委員

非常に良い計画ができつつあるということで、これができればこれまで不安だった市民の方も安心できると思います。

特に、県の管理する田川・姿川についても、このような計画が出れば、より事業が進むのではないかと思います。

しかし、問題として、市が管理する河川は、数が多く、事業費の確保はできるのか、事業費を有効的に使うためどのように割り振っていくかが、大きな問題になると思います。

また、推進計画は庁内のチェックだけなのか、外部の人達が入り、その都度検証し進めるのか、検証の方法をどのように考えているか。

その 2 点を確認したいです。

河川課長

事業費を有効に使うため、河川の整備につきましては、シミュレーションやこれまでの実績に基づき、現状で溢れているところの整備を優先的に進めていきます。

確かに 10 年では、市が管理するすべての河川を整備することはできませんので、先ほど説明させていただいた、河川の整備率を 10 年で 70% にすることを目指していきます。

また、予算につきましても、計画を着実に進められるように、毎年予算化していくとともに確実な執行に努めていきたいと考えております。

また、今後の進行管理にあたって、外部の方に入ってくださいかは、まだ決定しておりませんが、計画を確実に進めていることをご理解していただくために、外部の有識者の方からご意見をいただきたいと考えております。

森岡委員

大変な計画だと思えますが、是非がんばって進めていただけたらと思えます。

河川課長

ありがとうございます。

大森議長

他にございますでしょうか。

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、続いて、議事に移りたいと思えます。

#### 4. 議事

大森議長

本日は、議案が 1 件となります。

議案第 1 号「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」については、都市再生特別措置法第 8 1 条第 2 4 項において準用する同条第 2 2 項に基づき、立地適正化計画の変更にあたっては、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨規定されており、この規定に基づき令和 3 年 5 月 1 2 日付、宮都第 6 7 号にて市長から諮問があったものでございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

NCC 推進室長

議案第 1 号「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」についてご説明させていただきます。

議案書 表紙をおめくりいただき、説明資料をご覧ください。

まず、1 策定の目的 でございますが、本市においては、

人口減少や超高齢社会を見据えたNCC形成に向け、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、立地適正化計画に基づく、居住や都市機能の誘導等による拠点形成に取り組んでおりますが、近年の自然災害の頻発化・激甚化や東日本台風により市内で甚大な被害が発生した経験を踏まえ、NCCの拠点形成の取組と防災対策を両立しながら、引き続き、将来を見据えたまちづくりに着実に取り組む必要があります。

こうしたことから、居住誘導区域等における都市の防災に関する機能の確保により、居住や都市機能の誘導を促進するための指針として策定するものであります。

なお、\*印にありますとおり、令和2年改正都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画への防災指針の記載が義務付けられたところであり、

続きまして、2 位置付け でございますが、都市再生特別措置法に基づき、居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針であり、下段 体系図のとおり、先程ご報告しました「総合治水・雨水対策推進計画」等と連携し、災害に強く、安全でコンパクトなまちづくりを進めるための指針であります。

3 目標年次 でございますが、防災指針は立地適正化計画の一部を構成することから、立地適正化計画の目標年次である 概ね20年先2037年としております。

裏面をご覧ください。

4 策定経過 でございますが、令和2年7月から、国のコンパクトシティ形成支援チームの防災タスクフォースとの意見交換を行いながら、災害リスク分析や、誘導区域等における災害ハザードエリアの取扱いなどについて 助言をいただくとともに、8月から庁内会議を重ねてきたところであります。

そして、取りまとめた素案について、本年4月26日から5月16日まで、パブリックコメントを行い、本日の審議会を踏まえ、5月末の公表を予定しております。

5 計画の内容・特徴 のうち、まず、(2)計画の特徴でございますが、ア NCC形成に向けた機能誘導と一体とな

った防災・減災対策の推進として、NCC形成を着実に進めるため、引き続き、都市の成り立ち等を踏まえたまちづくりの観点から、現在の誘導区域等への居住や都市機能の誘導が促進されるよう、誘導区域等における安全性を確保するための災害リスク分析を踏まえた防災・減災対策を位置付けております。

また、防災指針の対象とする災害等については、一定のエリア内に誘導を図るという立地適正化計画の基本的な考え方を踏まえ、ハザードマップ等において、災害のおそれがあるエリアが特定できる水災害及び土砂災害等を対象とし、災害種別ごとにリスク分析や課題等の整理を行っております。

次に、イ 総合的な治水・雨水対策と連携したまちづくりの推進として、誘導区域等における災害リスクの低減を図るため、近年の水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、特に水災害対策に重点を置き、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づく「流す」、「貯める」等の取組と連携しながら、「備える」取組を中心に取組等を計上し、総合的な治水・雨水対策と連携しまちづくりを推進することとしております。

下段の概念図は、「総合治水・雨水対策推進計画」と「防災指針」の関係性であります。水災害への防災・減災対策については、「総合治水・雨水対策推進計画」の取組と防災指針独自の誘導施策と連携した取組が一体で施策展開を図れるよう相互に取組を反映しております。

また、防災指針は、右側部分の記載のとおり、水災害に加え、土砂災害や大地震時の大規模盛土造成地の対策を位置付けております。

そして、ウ 地域特性を踏まえた防災まちづくり施策の位置付けとして、立地適正化計画の誘導施設の立地に対する誘導支援策と連携した浸水対策促進や、雨水貯留・浸透機能などの多面的な機能を有する都市農地等の保全・活用などによる防災機能強化、水害ハザードエリアの開発抑制など、地域特性を踏まえた本市独自の防災まちづくり施策を位置付けております。

以上の3点を特徴とした、防災指針案の内容についてご説明いたします。

まず、立地適正化計画の全体構成についてご説明いたします。参考1をご覧ください。

これは、立地適正化計画の構成をお示ししたもので、平成29年3月に策定した現行の立地適正化計画において、防災指針は太枠で示した「第4章」に位置づけ、今回の変更により、全体で5章立ての計画となるものであります。

続きまして、防災指針の内容について、別紙1の概要版でご説明します。A3横 カラーの別紙1をご覧ください。左側から、立地適正化計画の防災指針に関する事項の1の(1)から(3)については、先ほどご説明しました資料1と同様ですので、割愛させていただきます。

(4) 居住誘導区域等におけるハザードエリアの取扱いの考え方の1) 水害ハザード・土砂災害ハザードについてであります。水害ハザードは、中心部などの誘導区域等に、浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しますが、本市の歴史的な成り立ちを踏まえた場所や、NCCのまちづくりに重要な場所を含むため、浸水リスクの状況や河川における護岸等の対策状況、今後の県の河川整備や田んぼダムの普及促進など総合的な治水・雨水対策で見込まれる浸水リスクの低減、さらには、適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などを総合的に勘案し、引き続き、誘導区域に含めます。

土砂災害ハザードについては、水害ハザードと比較し、災害時の影響範囲が限られる一方、発災時に人的被害等が発生するおそれが高く、また、土砂災害警戒区域のイエローゾーンと土砂災害特別警戒区域のレッドゾーン等が一体的に設定されていることがほとんどであることから、引き続き、誘導区域から除外します。

次に、2) 大規模盛土造成地についてであります。大規模盛土造成地は、大地震時の被害発生の実態を踏まえ、経過観察等により安全性確認を行う箇所であり、直ちに災害ハザードとなるものではないため引き続き、誘導区域に含めます。

次に、(5) 防災指針における洪水規模に対する考え方についてであります。既往最大規模の降雨となる東日本台風による浸水区域は、本市において実際に被害が生じたエリアで

あるため、「備える」対策に加え，誘導区域等のリスク軽減・回避を図るため，「総合治水・雨水対策推進計画」の取組を反映した「流す」「貯める」取組を推進するとともに，水防法に基づき，避難体制の充実・強化等を図るために指定・公表された想定最大規模の降雨 1,000 年に 1 回程度による浸水想定区域に対しては，リスク回避のための避難体制の充実・強化など「備える」対策に取り組むことにより，人的被害の発生防止を図ってまいります。

次に，右側の，2 災害リスク分析と課題の抽出をご覧ください。

防災指針では，水災害，土砂災害，大規模盛土の各災害ハザード情報等をもとに，誘導区域等における災害リスクを分析し課題を整理しております。

災害リスク別に，右側の青のボックス内のイ 課題をご説明します。なお，分析のためにリスクを重ね合わせた図面は，別紙 2 の本編の冊子にそれぞれ拡大図がありますので，そちらも使いながら説明させていただきます。

まず，(1) 水災害リスクの課題につきまして，右側の青のボックス内のイ 課題をご覧ください。また，別紙 2 の本編 7 ページを併せてご覧ください。

この図面は，想定最大規模の降雨における洪水浸水想定区域，令和元年東日本台風の浸水範囲と誘導区域の重ね図で，市中心部を拡大したものです。

ご覧のように，立地適正化計画の都市機能誘導区域の約 17% が想定最大規模における浸水想定区域となっており，浸水深は 0.5m 未満または 0.5～3m 未満がほとんどですが，一部地域では 3m 以上の浸水が想定されています。

次に，本編 11 ページをご覧ください。

こちらは，医療施設や介護福祉施設等の誘導施設と洪水浸水想定区域，誘導区域の重ね図で，市中心部を拡大したものです。ご覧のように，田川沿いの浸水想定区域には病院など誘導施設が複数立地しており，水害リスクの低減が必要となっています。

次に，本編 14 ページをご覧ください。

この図面は，平屋建て住宅と洪水浸水想定区域，誘導区域

の重ね図で、市中心部を拡大したものです。平屋建て住宅では、急激な降雨や浸水で避難所への避難が困難な場合に、建物の2階等に一時避難をする「垂直避難」が困難になります。ご覧のように、平屋建て住宅が広く分布しております。

別紙1をご覧ください。

水災害のリスク分析の課題の二点目ですが、居住誘導区域の約9%が洪水浸水想定区域となっており、浸水深は0.5m未満または0.5～3m未満がほとんどですが、垂直避難が困難な平屋建て住居が広く分布し、特に、岩曾町以南の田川沿いには、家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。また、局地的な豪雨時等に一部地域で雨水出水が生じており、水害リスクの低減が必要となっています。

また、市街化調整区域の地域拠点と小学校周辺の約29%が想定最大規模における洪水浸水想定区域となっており、特に、区域の大半が含まれている地域拠点等が存在しているため、リスク低減が必要となっています。

次に、(2)土砂災害リスクの課題についてであります。本編16ページを併せてご覧ください。この図面は、土砂災害ハザードエリアと誘導区域の重ね図です。ご覧のように、都市機能誘導区域に隣接した場所である二荒山神社周辺、八幡山公園周辺などや居住誘導区域に隣接した場所、また、市街化調整区域の一部の小学校周辺にも、土砂災害警戒区域等が存在しており、リスクの回避・低減が必要となっています。

次に、(3)大地震のリスクとして、大規模盛土造成地の課題についてであります。本編18ページを併せてご覧ください。

こちらは、大規模盛土造成地と、誘導区域の重ね図です。ご覧のように、居住誘導区域の戸祭台などの一部に大規模盛土造成地が11箇所、市街化調整区域の地域拠点の一部にも5箇所存在しており、安全性の確認に向けた取組が必要となっています。

別紙1の裏面をご覧ください。

これまでご説明しました各災害に対するリスク分析、課題を踏まえまして、3 防災まちづくりの取組方針を整理しております。

(1) 水災害リスクに対する取組方針については、誘導区域等における水災害のリスク低減を図るため、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づく「流す」、「貯める」取組と連携するとともに、「備える」取組を中心に取組等を位置付けております。

まず、水災害の「備える」の取組方針については、人的被害を防ぐため、市民等の避難行動を促す防災対策に取り組むとともに都市機能を維持しつつ、防災対策の強化を図るため、市民生活を支えるインフラ施設や医療など誘導施設の浸水対策の促進に取り組んでまいります。

また、市街化調整区域の水害ハザードエリアのリスク低減を図るため、水害リスクがより高い地域の開発抑制などに取り組んでまいります。

次に、「流す」の取組方針については、県が実施する田川における河道の掘り下げや調節池の整備など、河川の流下能力を向上させるための治水対策に取り組めます。

「貯める」の取組方針については、河川や下水道への雨水流出を抑制するため、田んぼダムや貯留・浸透施設の設置等の流域対策に取り組むとともに、都市農地等の保水能力向上のための土地利用対策に取り組めます。

そして、右側に記載の「流す」「貯める」取組の目標とし、中段の田川・姿川流域に対しては、東日本台風のような長時間降雨に対して取り組むこととし、東日本台風規模の降雨に対して、田川は5年後に床上浸水の解消を、姿川は10年後に床上・床下浸水の解消を図ることを目標としています。

また、市管理河川流域に対しては、ゲリラ豪雨等の短時間降雨に対して取り組むこととし、10年後に、5年確率の局所的な短時間降雨に対して、床上浸水の解消を図ること、そして、30年後には、既往最大の短時間降雨に対し、市民生活に大きな影響を及ぼすレベルの床上浸水の解消を図ることを目標としています。

次に、(2) 土砂災害リスクに対する取組方針については、人的被害を防ぐため、市民等の避難行動を促す防災対策に取り組むとともに、土砂災害特別警戒区域等における、がけ崩れ、土石流などを防止するため、土砂災害対策に取り組み、

災害リスクの低減に取り組んでまいります。

(3) 大地震時の大規模盛土造成地のリスクに対する取組方針については、居住誘導区域内に対策工事等を必要とする盛土は存在しませんが、今後も、大規模盛土造成地の経過観察等を行いながら、新たな変状等が生じた場合には詳細な調査を実施するなど、安全性確認に努めてまいります。

次に、4 防災まちづくりに向けた取組についてですが、防災まちづくりの取組方針を踏まえ、災害種別ごとに災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取組を位置付けております。

まず、水災害対策の取組については、「総合治水・雨水対策推進計画」と同様の内容となっておりますが、その中で防災指針独自の取組について、ご説明します。

水災害の「備える」取組の最上段「水害ハザードエリアにおける開発抑制」でございますが、市街化調整区域におきましては、都市計画法の改正により、令和4年4月から水害ハザードエリア等における開発許可が厳格化されることから、国から発出された技術的助言を参考に水害リスクがより高い地域において住宅・店舗等の開発を抑制することを位置付けております。

次に、その下の「都市機能誘導施設の浸水対策促進」でございますが、既存の支援制度への要件追加等として、医療・福祉、商業施設など、市民生活を支える都市機能を誘導するための立地補助制度において、水害ハザードエリアに施設が立地する場合は、浸水対策を講じることを要件化するものであります。

次に、その下の「都市計画制度を活用した浸水対策促進」でございますが、開発事業者等に浸水対策等を促すため、再開発事業等における防災対策を評価した容積率の緩和を検討するものでございます。

次に、啓発活動等として「住まいの防災対策の情報提供」と「建築物の浸水想定等を立体的に再現した3D表示等の先進技術を活用した防災対策の検討」は、市民等への周知啓発の充実として、水害ハザードエリアにおける住宅の浸水対策を促すための住まいの防災対策の情報提供の取組などを位置付

けております。

次に、「貯める取組」の「市街化調整区域の小規模開発における貯留・浸透施設の設置」でございますが、市街化調整区域の小規模開発における貯留・浸透施設の設置を努力義務化するものでございます。

「農地の保全・活用」につきましては、雨水流出の抑制につながる都市農地の保全・活用を位置付けております。

次に、下段、土砂災害対策の取組についてであります。ハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知や、土砂災害防災訓練の実施、急傾斜地の崩落防止工事などを位置付けております。

また、大規模盛土造成地の取組については、大規模盛土造成地の調査及び経過観察等による継続的な安全性確認などを位置付けております。

そして、資料右側の防災まちづくりの目標値についてであります。防災まちづくりに係る取組の計画的な進捗推進を図るため、評価指標と目標値を設定しております。立地適正化計画の他の指標と合わせ、概ね5年ごとに進捗状況などを評価し、計画や施策の見直し・充実などに繋げてまいります。

まず、水災害の「備える」取組に対する指標は、浸水想定区域等における水災害への備えに取り組んでいる市民の割合及び都市機能誘導区域等の浸水想定区域において浸水対策に取り組んでいる誘導施設数の増加を目指すこと、また、「流す」「貯める」取組に対する指標は、「総合治水・雨水対策推進計画」と同様の指標として、田川流域や市全域での、床上浸水の解消を目指しております。また、土砂災害対策の指標は、土砂災害防災訓練及び土砂災害危険箇所等点検の実施回数、大規模盛土造成地に関する指標は誘導区域等内の大規模盛土造成地の安全性確認を実施した面積割合100%を維持すること、そして、共通の指標として、災害危険性の少ない地域の居住人口割合として土砂災害警戒区域等を除く地域の居住人口の割合が現在、99.3%ですが、さらなる増加を目指すことを位置付けております。

最後に、パブリックコメントの結果についてご報告いたします。別紙3をご覧ください。

「1 パブリックコメントの実施状況」でございますが、4月26日から5月16日まで意見を募集し、1名から1件の意見がございました。

意見の概要でございますが、『防災指針には、取組として、「要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援」しか示されておらず、具体的な配慮者のリストや防災対策等は示されていないため、要配慮者に対して、適切な対応が緊急時にできるとは考えにくい。事前にできる対策を位置付けておく必要があるように思う。』という内容でございました。

なお、「要配慮者利用施設」とは、社会福祉施設、学校、医療施設等の、防災上の配慮を要する方が利用する施設で、そのような施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に存在する場合は、各施設管理者等が避難確保計画を策定することが義務付けられています。

このご意見に対する市の考え方でございますが、『防災指針の取組として位置付けている要配慮者利用施設の避難確保計画におきましては、災害時の防災体制、避難誘導方法等の具体的な内容を定めております。防災指針におきましても、その内容がより分かりやすくなるよう避難確保計画の具体的な内容を追記しました。なお、本市では、在宅や施設入所等の要配慮者が安全に避難できるよう、防災指針の上位・関連計画である「宇都宮市地域防災計画」において、避難行動要支援者名簿作成等の支援体制整備や「災害時要援護者支援制度」の運用等を位置付け、災害時に的確な対応ができるよう取り組んでおります。』

なお、いただいたご意見の趣旨等は計画に盛り込み済として処理区分は「B」としております。

以上で、「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」の案について、説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

ご説明ありがとうございました。

最初に私のほうで全体的な整理をさせていただきますが、宇都宮市の立地適正化計画の都市機能誘導区域、居住誘導区域の変更はなしで、誘導区域内の水災害等のリスクの軽減を

大森議長

図るということによろしいでしょうか。

また、防災指針には、水災害対策については「総合治水雨水対策推進計画」に記載の取組に加え、都市計画的な対策を追記し、別途、土砂災害や大規模盛土造成地に対する対策について記載しているということによろしいでしょうか。

NCC推進室長

そのとおりでございます。

大森議長

それでは、委員の皆様ご質問・ご意見ございますか。

今井委員

洪水浸水想定区域と立地適正化計画、NCCと両方の絡みでの意見ですが、市街化調整区域の地域拠点等については、新しく住宅を建て誘導するというパターンになると思われま。国交省が定めた防災指針の考え方は、本市の立地適正化計画により誘導区域が策定された後に、この考えが示されたわけですが、国交省が定めた指針によれば、立地適正化計画の誘導区域には洪水浸水想定区域は含めるべきではないとしています。

防災という視点において、田川や姿川の河川対策を進めることは必要ですが、水害については、誘導区域に対する都市計画の特化した対応が必要ではないかと考えます。例えば、そのエリアに対する安全な生活が送れるよう、建築に関する条件設定などが必要と考えます。そのような施策を都市計画で定めたいうえで、誘導していくべきと考えますがいかがでしょうか。

NCC推進室長

委員ご指摘のとおりで、誘導区域内に水害ハザード等を含める場合には、国の運用指針において、防災・減災対策を防災指針に位置付け、講じる必要があるとしています。本市といたしましては、これまでの都市の成り立ち等を踏まえて、誘導する区域として維持するため、今回防災指針を定めて、防災・減災対策を様々な分野において定めているところであります。一方で、そういった区域に家を建てるにあたっては、何かしらの誘導策が必要と認識しております。他都市の事例では、浸水深に応じて基礎をかき上げするなどの取組がござ

います。こういった先進事例を研究させていただきながら、住まいの防災対策に関する情報提供など、誘導区域だからこそその施策を検討してまいります。以上です。

今井委員

そのような対応を望みます。例えば、住宅のピロティ化への補助金や容積率の緩和などが必要と考えます。引き続きご検討いただきたいと思います。

大森議長

貴重なご意見ありがとうございました。資料中の防災まちづくりに向けた取組にある、都市機能誘導施設の浸水対策促進は、住宅ではなく都市機能誘導施設に対するものということですか。

NCC推進室長

立地適正化計画の大きな特徴は、都市機能や居住を誘導することにあります。例えば、洪水浸水想定区域に病院等が立地する場合に、誘導施設は市民生活を支える重要なインフラとなりますので、今後、そのような区域に新規立地する場合には、浸水対策を講じることを、現在の都市機能誘導施設立地促進補助金の交付要件として設けることにより、災害に強い誘導施設の立地を促進するものです。

大森議長

今井委員のご指摘は、都市機能誘導施設に加え、住宅に対しても支援が必要ということでしょうか。

今井委員

市街化調整区域の地域拠点等で洪水浸水想定区域に指定されている箇所における開発行為による住宅の建築に対する施策が必要ということです。

NCC推進室長

国より、市街化調整区域の水害ハザードエリアに開発抑制に関する考え方が今後、示される予定です。それらを参考に、例えば、居室を2階に設けるなどの、開発許可基準運用や施策の検討などにより、安全性を高められるような住宅の誘導に努めていければと考えております。

今井委員

ぜひお願いします。

大森議長

他にございますか。

森岡委員

市街化区域の大規模な住宅開発や個別の建物の建築に対して、建築地がハザードエリアに含まれている等の情報をどのように伝えるのでしょうか。

また、市街化調整区域の地域拠点等には、区域面積の過半が洪水浸水想定区域に含まれるエリアがあるかと思いますが、そのようなエリアに対し、居住の誘導をどのように弾力的に運用していくのでしょうか。

NCC推進室長

1点目でございますが、市街化区域や市街化調整区域のハザード情報を市民や事業者の皆様にご覧いただくことが重要でございますので、「総合治水・雨水対策推進計画」も同様ですが、こういった計画をあらゆる機会において、例えば、建築計画に際して、窓口にご相談に来る際や土地取引の際などにおきまして、各種ハザード情報の周知と建て方の周知を行っていきたくと思います。

また、2点目として、市街化調整区域の地域拠点は約29%が洪水浸水想定区域に含まれておりますが、拠点を維持していくために、よりリスクの高いところで対策を講じること、安全を確保しながら居住の誘導などの拠点形成に取り組んでいく考えでございます。

森岡委員

ご意見のとおりと思いますが、災害の危険のある場所に建てさせるのではなく、安全な場所に建てさせるように促すべきかと考えます。

また、ハザード情報の周知について、災害ハザード区域に含まれることを知らずに土地を購入してしまったということがないように、市民への災害ハザード情報を提供する仕組みを検討する必要があると考えます。

NCC推進室長

委員ご指摘のとおりで、計画を策定しても市民や事業者の皆様にご覧にならないことには意味のないものとなってしまいますので、情報発信や周知の充実については、施策を検討する中で、いかに効果的に周知できるかという仕組みについても

検討してまいります。

武井委員

少しだけ話がずれてしまいましたが、最近、太陽光パネルの設置を目的とした森林の伐採がありますが、それがどのくらいの規模で実施すると水害に影響するかはわかりませんが、市の郊外部を走行していると、かなりの面積の森林を伐採していることが見受けられます。これらが森林の持つ保水機能にどの程度影響するのか、または影響しないのか、お伺いします。

河川課長

ご意見ありがとうございます。ご指摘のあった太陽光パネルについては具体的な影響があるかを確認はできておりませんが、「総合治水・雨水対策推進計画」の資料編 P18 になりますが、農地や森林を保全することで保水能力を高め、雨水の流出抑制に努めていく考えでございます。

事務局

太陽光パネルにつきましては、開発許可制度の中での規制はございませんが、1ha を超えるような比較的大規模な森林伐採については、森林法の許可を取得する必要があります。その許可においては、開発許可制度と同程度の雨水の流出抑制に係る許可の基準がございますので、設置にあたりましてはその配慮が必要とされております。

大森議長

他にございますか。

黒子委員

土砂災害警戒区域については、県が主体で土砂災害対策を検討していくと記載されておりますが、その規模が1戸、2戸といった場合や個人の持ち物といった場合については、自身で修繕してくださいという指導になるかと思えます。しかし、東日本台風でもそうでしたが、個人の裏山が大規模に倒壊してしまった場合には、個人で修繕するにも市などの補助金もない状況です。このような場合にはハザードエリアからの移転を促すのか、修繕に係る助成制度を検討するのか、これらについて今後どのように取り組むのでしょうか。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| N C C 推進室長            | 委員ご指摘のとおり，土砂災害が1戸，2戸といった規模では個人による修繕となると伺っております。現時点ではどのように対応していくか決まっておりますが，今後の検討課題の1つとして，関係機関と情報共有させていただきます。                  |
| 森岡委員                  | 個人の土地の問題であるため，ご自身で対応すべきではないでしょうか。市内には土砂災害警戒区域は数多くあるかと思えます。ブルーシートを掛ける等の応急的な対応は市で実施できるとしても，修繕や移転に係る補助を市や国等とするものではないと考えます。      |
| 柴委員                   | 基本的に急傾斜地の崩壊防止工事については，5戸以上のまとまった土地に対しては県で工事を実施しますが，1戸，2戸の規模の場合は個人の方に対応していただいているのが現状です。10戸以上になると国からの補助金をいただきながら工事を実施することになります。 |
| 大森議長                  | その他，何かございますか。<br>それでは，立地適正化計画の防災指針につきましては，本日の内容で策定を進めることとなりますが，具体的な取組につきましては，本日のご意見を参考に今後も検討してまいります。                         |
| 各委員                   | 議案第1号について，「異存なしと意見する」とすることでご異議ございませんか。<br><p style="text-align: center;">《異議なし》</p>  |
| 大森議長                  | それでは，議案第1号について，「異存なしと意見する」と答申することといたします。   |
| 5. その他，<br>閉会<br>大森議長 | 続きまして，「その他」に移ります。<br>委員の皆様から何かございますか。<br>事務局から何かございますか。<br>特に無いようであれば，以上とさせていただきます。  |

石澤書記

会の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。  
た。それでは、事務局にお返しします。

ありがとうございました。

次回の宇都宮市都市計画審議会ですが、7月の開催を予定  
しております。審査案件や詳しい日程等が固まり次第、改め  
て会議開催通知にてお知らせさせていただきます。

それでは、以上をもちまして「第85回宇都宮市都市計画  
審議会」を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。